

京都市債権管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第100号

京都市債権管理規則の一部を改正する規則

京都市債権管理規則の一部を次のように改正する。

第3条第9号中「中断」を「完成猶予及び更新」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）附則第10条第2項の規定により従前の例によることとされている時効の中断の事由に係る管理台帳の記載事項については、なお従前の例による。

(行財政局資産活用推進室)